「美祢市病院事業局 統合医療情報システム整備事業」に係る事業者の募集について

「美祢市病院事業局 統合医療情報システム整備事業」について、総合評価型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するため、次のとおり公告する。

令和 8 年 11 月 20 日

美祢市病院事業管理者　清水　良一

1　事業概要

(1) 事業名

美祢市病院事業局 統合医療情報システム整備事業

(2) 事業内容

美祢市立病院及び美祢市立美東病院が現在個別に運用している電子カルテシステム等を統合・更新し、物理的に 1 つのデータベースへ集約するシステムの整備等（詳細は「美祢市病院事業局 統合医療情報システム整備事業提案依頼書」のとおり）。

(3) 履行場所

ア　美祢市立病院（山口県美祢市大嶺町東分 11313 番地 1）

イ　美祢市立美東病院（山口県美祢市美東町大田 3800 番地）

(4) 事業期間（履行期間）

令和 9 年 4 月（契約締結日）から令和 10 年 3 月 10 日まで

※新システム本稼働予定日：令和 9 年 11 月 1 日

(5) 選定方法

総合評価型プロポーザル方式

2　参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）を遵守すること。

(2) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている

者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の申立て中又は再生手続中の者を含む。）でないこと。

⑷ 暴力団（暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。）又は暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営運営に関係しない者であること。

⑸ 統合医療情報システムを令和 9 年 11 月 1 日までに稼働できる体制を組めること。

⑹ 統合医療情報システムの導入・運用を行うにあたり、病院業務に精通したシステムエンジニアや営業の専任プロジェクトが組めること。また、本プロジェクトに配属する担当システムエンジニアについては、提案パッケージシステムの構築経験があること。

⑺ 提案書提出締切日時点において、山口県内の病院（医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院）5 箇所以上にてオンプレミス方式により医療情報システムを現に運用していること。

3　実施スケジュール

⑴ 実施要領・提案依頼書等の配布開始：令和 8 年 11 月 20 日（金）
（美祢市病院事業局ホームページに掲載）

⑵ 質問の受付期限：令和 8 年 12 月 2 日（水）17 時まで
（電子メールにて提出し、必ず電話で着信を確認すること）

⑶ 質問に対する回答の公表：令和 8 年 12 月 9 日（水）
（美祢市病院事業局ホームページに掲載）

⑷ 参加申込書及び資格確認書類の提出期限：令和 8 年 12 月 14 日（月）17 時必着
（持参又は郵送）

⑸ 参加資格確認結果の通知：令和 8 年 12 月 18 日（金）までに書面により通知

⑹ 企画提案書等の提出期限：令和 9 年 1 月 7 日（木）17 時必着

⑺ プレゼンテーション審査：令和 9 年 1 月中旬（予定・対象者に別途通知）

⑻ 選定結果（優先交渉権者）の決定・通知：プレゼンテーション審査後 10 日以内に通知

⑼ 正式契約の締結：令和 9 年 4 月 1 日（予定・令和 9 年度当初予算の議会議決後）

4　その他留意事項

⑴ 本プロポーザルに関する詳細は、「美祢市病院事業局 統合医療情報システム整備事業 プ

ロポーザル実施要領」及び「同 提案依頼書」による。

(2) 本件調達に係る契約の締結は、令和 9 年度の当病院事業に係る関連予算が美祢市議会において可決・成立することを停止条件とする。

5　問合せ先及び書類等の提出先

美祢市立美東病院 事務部医事班

〒754-0211　山口県美祢市美東町大田 3800 番地

TEL：08396-2-0515 ／ FAX：08396-2-0502

E-mail：byouinmitou@city.mine.lg.jp

美祢市立病院の設備・運用内容に関する問合せ先

美祢市立病院 事務部医事班（TEL：0837-52-1700）

※プロポーザルの内容・仕様に関する質問は、原則として質問・回答書（様式 6）による電子メールでのみ受け付けます（電話・口頭による質問は不可となります）。